

令和8年第4回那須烏山市議会6月定例会（第4日）

令和8年6月12日（金）

開議 午前10時00分

閉会 午前10時27分

◎出席議員（14名）

1番	佐藤利奈	2番	東原勇二
3番	秋葉泰輔	4番	小室悟
5番	佐々木豊	6番	大橋誠
7番	高木洋一	8番	堀江清一
9番	青木敏久	10番	矢板清枝
11番	小堀道和	12番	相馬正典
13番	渋井由放	14番	平塚英教

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	熊倉精介
教育長	内藤雅伸
会計管理者兼会計課長	木曾賢治
総合政策課長	関雅人
まちづくり課長	星貴浩
総務課長	平山茂樹
税務課長	川俣謙一
市民課長	永島一広
福祉事務所長兼健康福祉課長	岡誠
こども課長	草分知賀子
農政課長	小口正一
商工観光課長	高野成彰
建設課長	菊池章夫
都市整備課長	松鳥和行
上下水道課長	石嶋賢一

学校教育課長

齋 藤 浩 文

生涯学習課長

塩野目 豊 一

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

渡 辺 睦 美

書 記

佐 藤 博 樹

○議事日程

- 日程 第 1 発議第 1 号 J R 烏山線利用促進特別委員会の設置について（議員提出）
- 日程 第 2 発議第 2 号 議会改革推進特別委員会の設置について（議員提出）
- 日程 第 3 報告第 5 号 特別委員会委員の選任について（議長提出）
- 日程 第 4 報告第 6 号 特別委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）
- 日程 第 5 請願書等審査結果の報告について（議長報告）
- 日程 第 6 閉会中の継続調査の申し出について
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

〔午前10時00分開議〕

○議長（相馬正典） おはようございます。傍聴席の皆様方には、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

ただいま出席している議員は14名、全員です。

定足数に達しておりますので、令和8年第4回那須烏山市議会6月定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

本日、議会運営委員会を開き、日程を追加いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に入る前に申し上げます。

令和8年6月8日に行われた13番渋井由放議員の一般質問に関しまして、発言の訂正の申出がありました。那須烏山市議会会議規則第65条の規定に基づき、議長においてこれを許可いたします。

13番渋井由放議員。

〔13番 渋井由放 登壇〕

○13番（渋井由放） 皆さん、おはようございます。議席番号13番、渋井由放でございます。

去る6月8日月曜日、私が行いました一般質問の中で、市の所有するJR烏山駅前の土地について再質問を行った際に、「令和4年3月23日設定で、南二丁目984-10、東日本旅客鉄道の土地に通行地役権が設定されておりました」と発言をいたしましたが、「令和4年」ではなく、「平成4年3月23日」の誤りでございました。

ここに訂正し、おわびを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（相馬正典） 次に、令和8年6月8日に行われた、13番渋井由放議員の一般質問に関しまして、執行部から追加答弁がございます。

松島都市整備課長。

○都市整備課長（松島和行） 渋井議員、訂正ありがとうございます。

執行部といたしましても、先日の6月8日に行われましたものに対しまして、私ども昨年度実施しました公図公簿調査がございまして、これを基に登記簿のほうを確認したところ、先ほど議員からも訂正がありまして、通行地役権の設定は、令和4年3月23日ではなく、平成4年3月23日であることを確認いたしました。

この通行地役権につきましては、平成4年当時、JR烏山線利用者のために市が購入した敷き砂利の南側駐車場が他人の土地に囲まれて、道路に接していない土地、いわゆる袋地と言う

ようなんですが、この袋地であったことから、一般県道烏山停車場線から南側駐車場までに至る土地の所有者であるＪＲ東日本及びＪＲバス関東との合意の下、設定されたものと思われます。

したがって、議員から再質問のありました、用地取得後７年以上たってから通行地役権を設定したという事実はないということと、あとは議会への説明もないという御指摘につきましても、当たるものはないのかと認識してございます。

なお、「通行地役権」という言葉ですが、なかなか耳なじみがないということで、通行地役権とは、敷地が道路に接しておらず、公道に至るためには周囲の土地を通る必要がある場合に、民法の規定に基づきまして、他人の土地を通行するために設定されている権利でございまして、いわゆる建築基準法や開発行為に求められる接道要件とは異なるというところございまして、通行地役権を設定することで、自動的に接道要件が満たされるというものでもないということの説明させていただきたいと思います。

繰り返しになってしまうんですが、ＪＲバス関東から買収した土地は、接道要件を満たしておりませんで、平成２６年度に実施した不動産鑑定評価額も、接道要件を満たしている近隣の土地と比較して、高価ではなく安価であるという認識でございます。

説明は以上になります。

○議長（相馬正典） 議事進行でよろしいでしょうか、渋井由放議員。

○１３番（渋井由放） はい。

○議長（相馬正典） 日程第１ 発議第１号及び日程第２ 発議第２号のＪＲ烏山線利用促進特別委員会の設置について、議会改革推進特別委員会の設置についての２議案を一括して議題といたしたいと思っておりますけれども、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 異議なしと認めます。

◎日程第１ 発議第１号 ＪＲ烏山線利用促進特別委員会の設置について

◎日程第２ 発議第２号 議会改革推進特別委員会の設置について

○議長（相馬正典） よって、発議第１号及び発議第２号について、一括して議題といたします。

事務局長に議案書を朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 発議第１号 ＪＲ烏山線利用促進特別委員会の設置について。
那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第８条の規定により、次のとおり特別委員会を設置

するものとする。

令和8年6月12日提出。

提出者、那須烏山市議会議員、平塚英教。

賛成者、那須烏山市議会議員、束原勇二。

賛成者、那須烏山市議会議員、小室悟。

賛成者、那須烏山市議会議員、大橋誠。

賛成者、那須烏山市議会議員、堀江清一。

賛成者、那須烏山市議会議員、渋谷由放。

1、委員会の名称、J R 烏山線利用促進特別委員会。

2、設置の目的、J R 烏山線利用促進に係る調査研究のため。

3、設置の期間、設置の日から調査終了の日まで。

4、委員の定数、7名。

続けて、発議第2号なのですが、発議第2号につきましても根拠条例、提出者、賛成者が同じでございます。その部分は省略させていただきます。

発議第2号。

1、委員会の名称、議会改革推進特別委員会。

2、設置の目的、議会改革推進に関する調査研究のため。

3、設置の期間、設置の日から調査終了の日まで。

4、委員の定数、7名。

以上でございます。

○議長（相馬正典） 発議第1号及び発議第2号について、提案者の趣旨説明を求めます。

14番平塚英教議員。

〔14番 平塚英教 登壇〕

○14番（平塚英教） 提出者の平塚でございます。

6月定例会初日、6月4日の議会終了後に議員全員協議会が開催されまして、そこで特別委員会設置について協議をいたしました。

その中で、本議会としては重要案件である2つの件について、特別委員会を設置すべきとなりました。1つはJ R 烏山線利用促進特別委員会、さらには議会改革推進特別委員会の2委員会の設置でございます。

その内容については、先ほどの事務局長朗読のとおりでございますので、どうぞ了承をよろしくお願いいたします。

○議長（相馬正典） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第1 発議第1号 JR烏山線利用促進特別委員会の設置について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

日程第2 発議第2号 議会改革推進特別委員会の設置について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 報告第5号 特別委員会委員の選任について

○議長（相馬正典） 日程第3 報告第5号 特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 報告第 5 号 特別委員会委員の選任について。

那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第 8 条第 3 項において準用する第 4 条第 1 項の規定により、特別委員会委員の選任をしたので、次のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 12 日提出。

那須烏山市議会議長、相馬正典。

J R 烏山線利用促進特別委員会、佐藤利奈、秋葉泰輔、大橋誠、高木洋一、青木敏久、小堀道和、平塚英教。

議会改革推進特別委員会、東原勇二、小室悟、佐々木豊、堀江清一、矢板清枝、相馬正典、渋井由放。

以上でございます。

○議長（相馬正典） 特別委員会委員の選任については、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第 8 条第 3 項において準用する第 4 条第 1 項の規定に基づき、議長が指名することになっておりますので、ただいまの朗読のとおり選任をいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 12 分

再開 午前 10 時 15 分

○議長（相馬正典） 休憩前に引き続きまして、再開いたします。

◎日程第 4 報告第 6 号 特別委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（相馬正典） 日程第 4 報告第 6 号 特別委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

各特別委員会の委員長及び副委員長の互選結果を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 報告第 6 号 特別委員会委員長及び副委員長の報告について。

那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第 11 条第 2 項の規定による委員長及び副委員長の互選をしたので、次のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 12 日提出。

那須烏山市議会議長、相馬正典。

J R 烏山線利用促進特別委員会、委員長、高木洋一、副委員長、佐藤利奈。

議会改革推進特別委員会、委員長、矢板清枝、副委員長、佐々木豊。

以上でございます。

○議長（相馬正典） 特別委員会の委員長及び副委員長については、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定に基づき、委員会において互選することになっておりますので、ただいまの朗読のとおり報告をいたします。

◎日程第5 請願書等審査結果の報告について

○議長（相馬正典） 日程第5 請願書等審査結果の報告についてを議題といたします。

総務企画常任委員会の審査の経過と結果について、総務企画常任委員会、平塚英教委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長、平塚英教議員。

〔総務企画常任委員会委員長 平塚英教 登壇〕

○総務企画常任委員会委員長（平塚英教） 総務企画常任委員会委員長の平塚でございます。

去る6月4日の本会議におきまして、当総務企画常任委員会に付託されました陳情書第5号 那須烏山市職員復職制度について及び陳情書第6号 国内外の友好都市について、以上2件の審査の経過とその結果について、御報告申し上げます。

6月8日に委員全員出席の下、第1委員会室におきまして、全ての陳情について提出者の提案理由を伺い、その後、所管課である総務課、まちづくり課の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、陳情書第5号 那須烏山市職員復職制度についてであります。陳情の趣旨は妥当であるとの委員会委員の総意により、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情書第6号 国内外の友好都市についてであります。陳情の趣旨は妥当であると委員会委員全員の意見により、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付すことといたします。

所管課においては、現在の友好都市との関係を持続可能かつ実効性のあるものにするため、行政主導だけでなく、市民や民間企業などが主体的に交流する機会の創出の支援に努められたい。また、陳情書での提案も参考にしつつ、本市の地域課題の解決や地域の魅力の最大化に資する新たな都市連携の可能性を、引き続き検討いただきたい。

以上で審査結果の報告を終わります。

○議長（相馬正典） 以上で常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を

打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、常任委員会委員長報告の審査結果について、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 請願書等審査結果の報告について、総務企画常任委員会委員長から報告のあった陳情書第5号 那須烏山市職員復職制度について、報告のとおり採択とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 異議なしと認めます。

よって、陳情書第5号については、総務企画常任委員会委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願書等審査結果の報告について、総務企画常任委員会委員長から審査報告のあった陳情書第6号 国内外の友好都市について、報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 異議なしと認めます。

よって、陳情書第6号については、総務企画常任委員会委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎日程第6 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（相馬正典） 続きまして、日程第6 閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 令和8年6月12日、那須烏山市議会議長、相馬正典様。

総務企画常任委員会委員長、平塚英教。

閉会中の継続調査の申出について。

本委員会は、次の調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、那須烏山市議会会議規則第110条の規定により申し出ます。

事件、1、まちづくりに関する事項、2、防災に関する事項、3、税の収納対策に関する事項、4、その他所管に関する事項。

理由、閉会中の所管事務の調査研究のため。

期間、総務企画常任委員会委員の任期の期間。

この後の委員会につきましては、同じ規則に基づいておりますことから、一部の朗読を省略させていただき、委員会名、委員長名、事件、理由、期間のみを朗読いたします。

文教福祉常任委員会委員長、渋井由放。

事件、1、子供の教育に関する事項、2、医療福祉に関する事項、3、歴史・文化・スポーツに関する事項、4、その他所管に関する事項。

理由、閉会中の所管事務の調査研究のため。

期間、文教福祉常任委員会委員の任期の期間。

経済建設常任委員会委員長、堀江清一。

事件、1、産業振興対策に関する事項、2、都市建設に関する事項、3、上下水道に関する事項、4、その他所管に関する事項。

理由、閉会中の所管事務の調査研究のため。

期間、経済建設常任委員会委員の任期の期間。

議会運営委員会委員長、青木敏久。

事件、1、議会の運営に関する事項、2、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、3、議長の諮問に関する事項。

理由、閉会中の議会運営に関する事項等の調査研究のため。

期間、議会運営委員会委員の任期の期間。

議会広報委員会委員長、小堀道和。

事件、1、議会の活動内容の広報に関する事項、2、その他特に必要と認めた事項。

理由、閉会中の議会広報に関する調査研究のため。

期間、議会広報委員会委員の任期の期間。

J R 烏山線利用促進特別委員会委員長、高木洋一。

事件、1、J R 烏山線利用促進に関する事項、2、その他特に必要と認めた事項。

理由、閉会中のＪＲ烏山線利用促進に関する事項等の調査研究のため。

期間、調査終了の日まで。

議会改革推進特別委員会委員長、矢板清枝。

事件、１、議会改革推進に関する事項、２、その他特に必要と認めた事項。

理由、閉会中の議会改革推進に関する事項等の調査研究のため。

期間、調査終了の日まで。

以上でございます。

○議長（相馬正典） お諮りいたします。各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報委員会委員長及び各特別委員会委員長から提出された、那須烏山市議会会議規則第110条の規定に基づく閉会中の継続調査の申出について、これを承認することについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から提出された閉会中の継続調査の申出につきましては、これを承認することに決定いたしました。

○議長（相馬正典） 以上で、6月4日から本日まで9日間にわたりまして本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。各位の御協力、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、令和8年第4回那須烏山市議会6月定例会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

〔午前10時27分閉会〕

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和8年8月25日

議 長 相 馬 正 典

署 名 議 員 秋 葉 泰 輔

署 名 議 員 小 室 悟